

日・独・スコットランドの児童虐待の実態に関する 法医病理学的及び社会病理学的研究

まずは、私共の研究を暖くご支援して下さいましたファイザーヘルスリサーチ振興財団及び選考の労をとっていただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。

(スライド1)

法医学は法と医学の接点における様々な医学、あるいは社会的問題を研究の対象としております。従ってその目指すものは、社会的なジャスティス(正義)そして基本的な人権の擁護ということであり、またその方法として、医学的・科学的方法をもってアプローチしていくという立場をとっております。

さて私が選びました児童虐待という問題は、現在様々な分野で広く社会的関心を集めております。子供は社会にとって宝であり、その健全な育成なくしては、その社会あるいは国は滅んでしまうと私は考えます。また、その有効な対策を探るためには、一国だけではなくできるだけ多くの国の専門家の学際的協力が必要であると考えます。そこで私の友人であるリュウベック医科大学のエーミヘン教授あるいはスコットランドのパウンダー教授とともに、限られた範囲ではありますが、日本、ドイツ及びスコットランドにおける児童虐待の剖検事例をできるだけ詳細に調査し、その比較検討を行なったので報告したいと思っております。

(スライド2)

まず児童虐待の定義を示します。

この問題はアメリカの小児科医のケンプが、彼の病院に入院する多数の子供の怪我が事故によるものではなく、実父母あるいは養父母からの肉体的な暴力によるものであることに気づいたということを端緒としております。

そして1961年アメリカ小児科学会は彼を座長として、早々に児童虐待のシンポジウムを開きました。翌1962年にその結果に基づき、幼児が実父母あるいは養父母から繰り返し肉体的暴力を受けた状態を、いわゆる Battered Child Syndrome (被虐待児症候群)として報告したわけです。さらに1977年に設立されました唯一の国際学会である国際児童虐待防止協会は、1994年の国際シンポジウムにおいて、ケンプの時代よりも児童虐待の概念を広範囲に再定義し、これを4つの型に分類いたしました。



金沢大学医学部医学科
法医学教室・教授
大島 徹

スライド1

日・独・スコットランドの児童虐待の実態に関する法医病理学的及び社会病理学的研究

金沢大学医学部医学科法医学教室・教授
大島 徹

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド2

児童虐待(Child Abuse)の定義

1962年

米国の小児科医C. Kempeは、「幼児が実父母や養父母から繰り返し肉体的暴力を受けた状態」を、Battered Child Syndrome (被虐待児症候群)として報告。

1994年

国際児童虐待防止協会 (ISPCAN, International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect) の国際シンポジウムで、Krugman会長が「Kempeの時代よりも児童虐待の概念が広範囲になっている」と述べ、児童虐待を4型に分類した。

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

(スライド3)

ここに示したものが、1994年に国際児童虐待防止協会が新しい定義として発表したものです。

まずは古典的な身体的虐待 (Physical Abuse)、2番目として性的虐待 (Sexual Abuse)、3番目は情緒的・心理的虐待 (Emotional Abuse)、それから4番目は保護の怠慢・拒否 (Neglect) の問題。現在ではこれら4つのいずれかに当てはまる事例は、全て児童虐待として取り扱われているわけです。

スライド3

児童虐待の分類 (1994, ISPCAN による)

1. 身体的虐待 (Physical Abuse)
2. 性的虐待 (Sexual Abuse)
3. 情緒的・心理的虐待 (Emotional Abuse)
4. 保護の怠慢・拒否 (Neglect)

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

(スライド4)

今回私は1981年から1995年までの15年間において、先ほどお示した広義の児童虐待について、それに該当する剖検例を調査しました。私どもの金沢では23例、それからドイツのリューベックでは10例、スコットランドのダンディーでは9例、計42例を対象としました。ただしこれは全ての国に当てはまることですが、剖検の対象となるものは氷山の一角でして、1つの剖検の背後には非常にたくさんの児童虐待が潜んでいるわけです。そういう制約がございますが、まずこれらの事例の剖検記録あるいは警察、検察等の関連文書をできるだけ詳しく検討いたしました。

スライド4

虐待の種類

虐待の種類	例数			合計
	金大	リ大	ダ大	
身体的虐待 (Physical abuse)	21	6	9	36
性的虐待 (Sexual abuse)	-	2	-	2
養育の怠慢・放棄 (Neglect)	2	2	-	4
合計	23	10	9	42

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

そしてこのスライドに示すように、私どもの金沢では身体的虐待が21例、養育放棄が2例あり、リューベックでは身体的虐待が6例、養育放棄が2例、そして性的虐待が2例ありました。この性的虐待の2例はいずれも虐待後殺害されたものです。ダンディー大学では9例全例が身体的虐待でした。

(スライド5)

これは虐待を受けた子供の性別あるいは年齢について示したものです。虐待を受けた子供の性別は、女兒が男児の約1.5倍でした。施設別に見ますと、金沢とリューベックでは女兒が多く、ダンディーでは男児の方が女兒よりも1例多かったわけですが、全体を見ますと、女兒が男児の約1.5倍になっていました。

スライド5

被虐待児の性別及び年齢

	例数			合計
	金大	リ大	ダ大	
性別				
男児	9	3	5	17
女兒	14	7	4	25
年齢				
満1歳未満	7	2	5	14
満1歳	3	4	1	8
満2歳	-	1	1	2
満3歳	3	-	2	5
満4歳	1	-	-	1
満5歳	2	1	-	3
満6歳	2	1	-	3
満9歳	1	-	-	1
満10~15歳	4	1	-	5

それから虐待を受けた子供の年齢は、各施設とも満3歳以下が半数以上を占めておりました。全体では42例中29例で7割を占めていたわけです。特にスコットランドのダンディーでは全例が満3歳以下と最も低年齢化しておりました。

(スライド6)

虐待を行なう加害者の内訳ですが、全体では実の母親が虐待者となるのが圧倒的に多か

ったわけです。これは大変悲しむべき結果ですけれども、全ての機関で共通した傾向でした。次いで実の父親、それから継父、実の母親の boyfriend 等の順でした。その他特殊な例としては、私どものところで教師が加害者になった例が1例ございました。

(スライド7)

虐待者の年齢及び被虐待児との関係について調べたものです。これは私どもの大学の例を示したものですけれども、25名の加害者中、実の母親は14名で最も多く、次に継父、それから実の父となっております。加害者の年齢は、20歳代あるいは30歳代が多く、25名中18名を占めていました。

(スライド8)

ドイツのリューベックにおいても同様に、10名中6名が実の母親で最も多く、その年齢についてもやはり20代が多かったわけです。これは10名中5名を示しておりました。

(スライド9)

先の2つの大学と比較して、スコットランドのダンディーにおいては、実母と実父の数が同じで、各4名でした。加害者の年齢では20歳代が10名中7名と最も多くありました。

(スライド10)

虐待に至る原因または動機については、子供の反抗的態度あるいは悪戯等がありますが、むしろこれは養育をする側の、愛情を欠いた態度の反映であったかも知れません。子供が反抗的な態度を示す、あるいは悪戯をするといった親からの供述のみでは、そういったバイアスがあるということをも十分承知して検討しなければいけないと思います。

スライド9

加害者	年齢層(歳)				*合計(例数)
	15-19	20-29	30-39	40-49	
実母	-	3	1	-	4
実父	-	4	-	-	4
継父	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	-	2
*合計(例数)	2	7	1	0	10

*: 両親が加害者であったものが1例。

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド6

虐待者	金大*	リ大	ダ大*	合計
実母	14	6	4	24
実父	3	1	4	8
継父	4	1	-	5
実母の友人(男)	1	-	2	3
実母の友人(女)	1	-	-	1
叔父	1	-	-	1
教師	1	-	-	1
その他	-	2	-	2

*: 加害者が実母を含む2名であったものが、金大(2例)及びリ大(1例)あった。

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド7

加害者	年齢層(歳)				*合計(例数)
	15-19	20-29	30-39	40-49	
実母	1	6	5	2	14
実父	-	-	3	-	3
継父	-	2	1	1	4
実母の友人(男)	-	-	-	1	1
実母の友人(女)	-	-	-	1	1
叔父	-	-	-	1	1
教師	-	1	-	-	1
*合計(例数)	1	9	9	6	25

*: 加害者が2名であったものが2例。

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド8

加害者	年齢層(歳)					合計(例数)
	15-19	20-29	30-39	40-49	不詳	
実母	-	4	1	-	1	6
実父	-	-	-	-	1	1
継父	-	1	-	-	-	1
その他	1	-	-	-	1	2
合計(例数)	1	5	1	0	3	10

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド10

原因または動機	(複数選択)			合計
	金大	リ大	ダ大	
反抗的態度または悪戯	6	0	0	6
精神障害	1	0	1	2
尿失禁	1	0	1	2
泣き止まない	1	0	1	2

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

(スライド11)

虐待に至る原因・動機について、加害者側の要因を見ますと、加害者の精神障害の既往が15例と特に目立っておりました。その他、子供に対する愛情が持てないといったような精神状態、あるいは養育に関する知識の欠如、そういうものが多くありました。

(スライド12)

具体的な虐待の手段としては、手あるいは自分の体の一部を用いた殴打あるいは投げつける、突き落とす、その他鋭い刃物等の鋭器を用いた損傷というような積極的な加害を中心として、一方では食事制限あるいは養育放棄といった消極的な加害など多様なものがありました。稀な手段としては、食塩水を無理やり飲ませるといったようなもの、あるいはリュウベック、ダンディー等では、頭や体を持って激しく揺さぶるといったような事例(計4例)もありました。

(スライド13)

死因としては窒息が最も多く、合計17例でした。そして頭蓋内の損傷が11例、続いて失血が7例でした。私どもの大学における敗血症および肺炎が死因となった事例は、いずれも養育が放棄された事例で、これらの事例には非常に特徴的な感染性の皮膚病変(壊疽性膿瘍)が見られました。これは後でご覧いただけたと思います。またダンディー大学におけるてんかん重積発作の死亡例は、長期間にわたる虐待による頭部外傷後に発症した、外傷性てんかんに基づくものでした。

(スライド14)

私どもの経験した具体例をお示しします。

まずこれは身体的虐待に相当する事例で、3歳の男の子が言うことを聞かないという理由で、実の母親に左右の頬っぺたを平手で殴られ、さらに同棲中であるその母親の内縁の夫にも、頬とかが背中を殴られたうえ、抱え上げられて床の上に落とされたものです。そのとき意識を失って病院に搬送され、頭蓋内の

スライド11

原因または動機	金大	リ大	ダ大	合計
精神障害	8	3	4	15
養育に対する無知	2	2	0	4
家庭内不和	1	0	0	1
愛情欠如	1	4	1	6
異性関係のもつれ	1	0	1	2
性的欲求	-	2	-	2
体罰	1	0	0	1
不詳	2	1	0	3

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド12

手段	金大	リ大	ダ大
手その他による殴打	10	1	3
外頸部圧迫	10	0	1
鼻口部をふさぐ	1	0	2
胸部圧迫	-	3	0
口腔内に異物を詰め込む	0	0	1
突き飛ばし、または投げつける	6	2	2
有刃器による刺切創	5	2	0
たばこ等の火を押しつける	3	0	0
つねる	2	0	0
紐で手足を縛る	1	0	0
さるくつわ	1	0	0
熱湯をかける	1	0	0
食塩水を飲ませる	1	0	0
激しく頭部をゆする	0	1	3
食事制限	3	2	0
治療を受けさせない	1	2	0

スライド13

死因	例数			合計
	金大	リ大	ダ大	
窒息	10	3	4	17
頭蓋内損傷	7	1	3	11
失血	3	4	-	7
てんかん重積	-	-	1	1
汎発性腹膜炎	1	-	-	1
敗血症	1	-	-	1
肺炎	1	-	-	1
低栄養	-	2	-	2
一酸化炭素中毒	-	-	1	1

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド14

<p>事例の概要</p> <p>某年7月、3歳の男児が「言うことを聞かない」という理由で、実母に左右頬部を数回平手で殴打され、さらに、同棲中である実母の内縁の夫にも左頬及び背中を殴打された後、抱え上げられて床の上に落とされた。その時、意識消失していたので病院へ搬送され、左急性硬膜下血腫の診断のもと、直ちに血腫除去術が施されたが、術後4日目に死亡した。</p>
--

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

急性硬膜下血腫に対して直ちに血腫の除去術が行われましたけれども、術後4日目に死亡しました。医師の異状死体の届け出によって司法解剖となった例です。

(スライド15)

これは主な剖検所見です。

(スライド16)

矢印で示したところに青くみえる皮下出血があったわけです。

虐待を受けた子供を連れて来る大人は、子供が勝手に転んだとか、あるいはベッドから落ちたという虚偽の証言をするわけで、救急医療あるいは小児科の先生との連携のもとに、十分な注意を払って、こういう子供の発見を行わなければいけないということは、言うまでもありません。

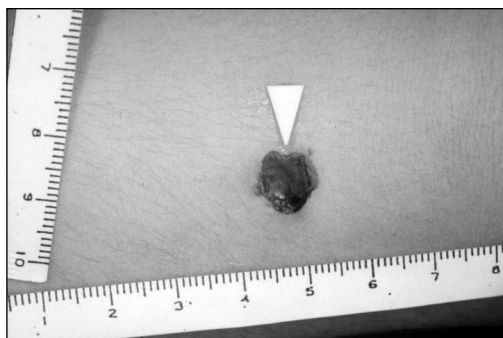
(スライド17)

これは、同じ子供の大腿部の皮膚に、実母の内縁の夫がたばこの火を押し付けて、その火傷の治った後の皮膚が癒痕化したものです。

(スライド18)

これは頭蓋の中を示していきまして、矢印のところに硬膜下血腫や脳のヘルニアが認められます。

スライド17



(スライド19)

次の例は養育の怠慢、いわゆる Child Neglect に相当する事例でして、生後7カ月の女児が寝室で死亡しているのを、その両親（父親30歳、母親19歳）が発見したものです。供述によりますと、死亡当日の午後0時頃にミルクを与えた後、死亡発見される

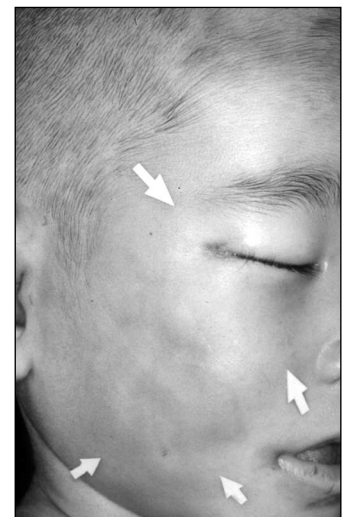
スライド15

主要剖検所見

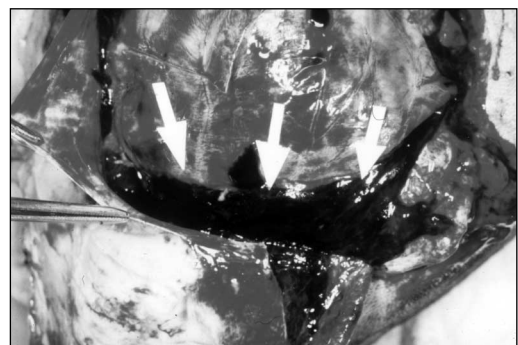
- ・身長100cm, 体重14.4kg
- ・Kaup指数: 14.4 (正常範囲15~18)
- ・左右頬部, 体幹部及び四肢に青紫色調皮下軟組織内出血を認めた.
- ・右大腿部に淡褐色調の痂皮形成を伴う類円形の皮膚癒痕(今回の事案の数日前に内縁の夫がタバコの火をつけたことによるものと判明).
- ・頭部内景では, 血腫除去術に伴う開頭術部からの著明な脳ヘルニアを認めた.

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

スライド16



スライド18



スライド19

事例2(養育の怠慢)

事例の概要

生後7ヶ月の女児が寝室で死亡しているのを、女児の両親(父30歳, 母19歳)が発見した。その後の両親の供述によると、死亡当日の午後0時頃ミルクを与えた後、死亡発見される午後10時までテレビゲームに熱中し、この女児の異常には全く気がつかなかったとのこと。

Department of Legal Medicine, Kanazawa University

までの10時間の間、テレビゲームに熱中していて、この子供の異常に全く気が付かなかったということです。

(スライド20)

こういう剖検所見です。心内血の培養検査では表皮ブドウ球菌が分離・同定されました。

(スライド21)

生後7ヵ月で身長が66cm、体重が6.4kg。それからKaup指数が14.6と体格も小さくて、栄養状態も良くありませんでした。

(スライド22)

これは外陰部、肛門周囲あるいは臀部に発生した多数の皮膚潰瘍病変(壊疽性膿瘍)で、同病変や血液培養等で表皮ブドウ球菌が分離、同定されたこと等から、これらの皮膚病変が重篤な全身感染源となったと考えました。

(スライド23)

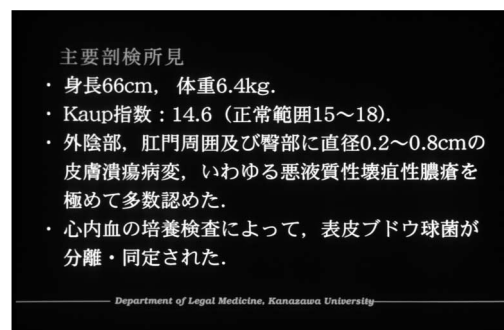
ケンブ等が指摘して以来、多くの児童虐待例が小児科の領域あるいは我々の分野で報告され、また一般的にも知られるようになりましたが、その防止対策はまだ不十分です。

特に今回の調査でありますように、加害者をする者の精神障害の問題や、被害者と加害者が同居している、つまり家庭の中での暴力というところに、なかなか行政や司法あるいは捜査が入り込めない複雑な問題を抱えています。

こうした問題は児童虐待にとどまらず、家庭内での夫から妻への暴力、あるいは家庭内の同居している高齢者に対する暴力、そういったものと共通した背景あるいは構造を持っていると思います。従ってこういった問題の解決には、ある一つの分野だけではなくて、色々なサイドからの専門家の協力が不可欠でありますけれども、こうした連携はまだ不十分であるように思われます。

諸外国では、スライドに示しましたように、様々な虐待予防教育あるいは家族統合、再統

スライド20



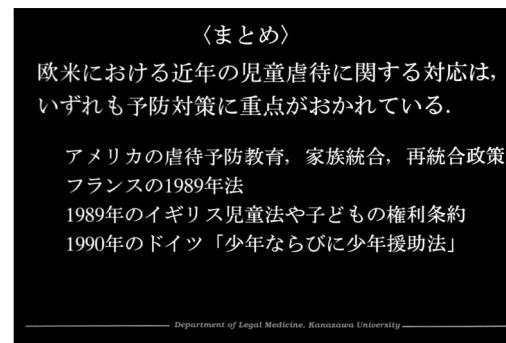
スライド21



スライド22



スライド23



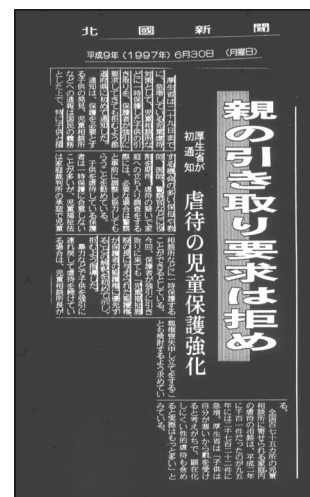
合政策等、またフランス・イギリス等では子供の権利をうたいあげる児童法、権利条約、あるいはドイツでは「少年ならびに少年援助法」等の制定が行われており、予防に重点をおいた取り組みがなされているところから、我が国においても、こうした予防面からの取り組みが一層積極的に行われるべきと考えます。

(スライド24)

これは私どもの地方紙に載ったものです。

厚生省は、昨年の6月20日付で児童虐待対策として、児童相談所などが、養育者（親権者）が強引に要求した場合でも、一時養育した子供の引き取りを拒むことができる、すなわち児童福祉施設長に与えられた看護権の方が養育者の看護権に優先するという解釈を、初めて示しました。我が国でも児童虐待について、ようやく行政レベルでの新たな一歩が講じられるようになってきたわけです。この新たな第一歩が十分な効果を発揮することを願い、虐待の結果として私ども法医学の剖検台に上がる子供が全く無くなるような、子供の基本的人権が守られる社会の到来を期待したいと思います。

スライド24



追記；本年、平成11年1月16日付の朝日新聞では、厚生省が新年度から全国約560カ所にある児童養護施設のうち、虐待を受けた子供が10人以上入所している施設百数十カ所に心理療法が出来る職員を配置したり、虐待防止のための拠点として全国から20カ所の児童相談所を選び、各地域の核になりうる児童相談員らの研修を行うと報じられている（大島）